

とよなか防災アドバイザー派遣制度について

◆経緯

地域の自主防災力を向上させるため、気象防災アドバイザーや防災士などの防災の専門家を自主防災組織や自治会などに派遣する「とよなか防災アドバイザー派遣制度」を令和元年11月から開始。制度構築に当たっては、気象庁及び大阪管区気象台に相談し、防災の知識を兼ね備えた気象の専門家として気象庁が育成し、大阪管区気象台など地域の気象台と連携しながら活動している気象防災アドバイザーの中から、本事業の主旨に賛同を得た方とした。

◆目的・派遣要件

(1) 目的

気象や防災の専門家が地域に出向き、地域での防災や災害対応、防災気象情報の活用方法などを解説し、校区自主防災組織や自治会など地域の自主防災力を向上させる。

(2) 派遣要件

- ①防災意識を高めることを目的とする研修会など
- ②校区自主防災組織、自治会、管理組合、PTAなどが主催
- ③対象となる研修会などの参加者が25人以上
- ④1回につき2時間以内

現在、4名体制

◆今後に向けて

- 令和元年度の派遣実績は4回であり、校区単位自主防災組織へのPR強化が必要。
- 近年全国的に水害リスクが大きくなる中、防災気象情報など、専門性のある人材を地域に派遣することで、校区自主防災組織等が地域の特性に応じて、より組織的な防災対応を図れるよう、今後とも、本制度をもとに支援していきたいと考えている。

